

沖縄県立図書館交流ルーム管理運営要領

令和8年8月13日館長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県立図書館利用規約（平成30年12月14日教育長承認）第26条の規定に基づき、沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）に設置する交流ルーム（以下「交流ルーム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 交流ルームの貸し切りによる利用（以下「占有利用」という。）ができる用途は、以下のとおりとする。

- (1) 図書館の資料を用いたグループ学習（ただし、利用人数が5名以上のものに限る。）
- (2) 図書館の資料を用いた催事、研修等
- (3) 県民の読書活動の推進、子育て支援、健康・医療、ビジネス関連の課題解決に資する等、公益的な催事
- (4) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が県民を対象とした催事を行う場合
- (5) その他、館長が認めた活動

2 交流ルームは、前項各号の規定による利用がない場合に限り、持ち込み資料による自主学習が可能な閲覧席として利用するものとする。

(催事等による利用)

第3条 前条による利用は収益を目的とする催事等でないこと。ただし、主催者の収益にならない範囲で、開催に必要な実費（講師謝礼金、交通費、印刷費等）に充てるため、参加者から参加費を徴収することは妨げない。その場合、原則、催事等終了後2週間以内に収支報告書及び領収書の写しを図書館へ提出するものとする。

2 交流ルームで実施する催事名、内容等については、原則、公開するものとする。

(利用可能日及び時間)

第4条 本要領による交流ルームの利用は、図書館の開館日及び開館時間内に限るものとする。

(占有利用の申請等)

第5条 第2条第1項の規定による催事等の開催に伴う申請方法等は、以下のとおりとする。

- (1) 申請受付期間は催事等開催希望日の90日前から2週間前までの期間とする。
- (2) 1つの催事等につき申請が可能な日数は、原則2日までとする。ただし、展示による利用の場合は2週間までとする。
- (3) 申請は、所定の申請書（様式第1号）に催事等の企画書、式次第等催事等の内容が分かる資料の他、組織案内や取組概要等、主催者の概要が分かる資料を添付して、図書館に提出するものとする。

- (4) 参加費を徴収する催事等を開催する場合、前号の資料に加えて、収支予算計画書（収入の見込みと支出用途の各内訳及びその総額が分かる書類（自由様式））を提出するものとする。
 - (5) 1つの催事等につき候補日が複数ある場合、予め、複数日にわたる申請を行う旨を申請書に記載するものとする。
 - (6) 前号の申請を行った場合、申請者は原則催事等開催の4週間前までには日程を決定し、図書館へ申し出るものとする。
 - (7) 前各号の手続きについては、インターネット（展示により3日以上利用する場合を除く。）及び電子メールにて行うことができる。
- 2 前項に規定する申請は、30分単位で行うものとし、申請時間には、催事等の準備・片付け等に要する時間を含め、かつ、必要最小限の時間で申請するものとする。
 - 3 交流ルームで開催する催事等の開催時間は、20時までとする（撤収及び原状回復にかかる時間を含む）。

（自主学習等による利用）

第6条 第2条第2項の規定に基づき、自主学習等の為、交流ルーム内の閲覧席を利用しようとするものは、原則として、座席予約システムにより利用申請を行うものとする。

- 2 自主学習等による座席利用方法は一般閲覧室に準ずる。
- 3 座席予約システムの利用方法等については、館長が別に定めるところによる。

（備品の利用）

第7条 交流ルームを利用する者が、設備・機器等を持ち込みにより使用しようとする場合、事前に図書館に申出るものとする。

- 2 交流ルームに備え付けられた備品を使用したものは、使用後に当該備品を元の位置に戻す等、原状回復を行うものとする。
- 3 交流ルームの設備、備品を汚損、損傷又は滅失させた場合、直ちに図書館職員へ申出るものとする。
- 4 故意または重大な過失により交流ルーム内の設備、備品等を汚損、損傷又は滅失したと認められる場合、利用者が賠償責任を負うものとする。

（遵守事項）

第8条 交流ルーム内における禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) アメ、ガム等を含む食事
- (2) 倒れると内容物がこぼれるおそれのある容器に入った飲み物の持ち込み
- (3) 交流ルームの占有利用を許可されたものによる他の者への転貸
- (4) 火気を扱う設備や危険物等の持ち込み（喫煙を含む）
- (5) 物品の販売並びに買取及び投資、勧誘等を目的とした営業活動、その他専ら営利を目的としていると認められる活動（会社説明会、採用試験、テレワーク等を含む。）
- (6) 資格試験、その他の試験・テスト等の開催
- (7) 募金活動
- (8) 動物（介助犬等を除く）、植物の持ち込み
- (9) 騒音を発生させる行為（催事等において、室外へ音が漏れないよう十分に配慮して音楽

等を使用する場合を除く)

- (10) 収容定員(40名)を超過した利用
 - (11) 第5条の規定に基づく申請の内容から大きく相違していると認められる利用
 - (12) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為
 - (13) 公益を害するおそれがあると認められる行為
 - (14) 催事等の内容が政治活動、宗教活動に関する内容、誹謗中傷又は反社会的な内容と認められる行為
 - (15) 催事の目的又は内容が不明確であると認められる行為
 - (16) 催事の開催により、施設の管理・運営上支障をきたすおそれがあると認められる行為
- 2 前項各号に該当する利用があった場合、交流ルームの利用を取りやめ速やかに交流ルームから退出するものとする。
- 3 第2条第1項に基づき交流ルームを利用する者は、次に掲げる事項を室の入口等に掲示し県立図書館の利用者へ周知すること。ただし、催事の開催目的または参加者への配慮上、掲示を控える必要がある場合は、この限りではない。
- (1) 利用目的 (催事の内容)
 - (2) 利用時間 (催事の準備、開催及び片付けに要する時間)
 - (3) 利用者 (主催者名)

(占有利用の許可)

第9条 第5条の規定による利用申請について、申請内容を審査し、占有利用を認める場合は利用許可書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(占有利用許可の取消)

- 第10条** 前条の規定により占有利用許可の通知をした後であっても、以下の各号に該当するときは、利用許可を取り消すものとする。
- (1) 占有利用申請者が虚偽の申請を行ったと認められる場合
 - (2) 占有利用申請者が利用許可後に無断で申請内容を変更したと認められる場合
 - (3) 第8条各号に規定する事項に抵触し、又は抵触するおそれがあると認められる場合
 - (4) 利用申請者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と認められる場合
- 2 前項に該当することが認められる場合、催事の途中であっても占有利用承認を取り消し、利用を中止する。

(免責事項等)

- 第11条** 交流ルームの占有利用に係る次の事項については、占有利用者の責に帰するものとする。
- (1) 地震、火災、台風その他の天災地変、社会的事変等によって生じた損害
 - (2) 前条の規定等により、催事等を中止した場合に生じた損害
- 2 交流ルームの占有利用に係る次の事項については、占有利用者が行うものとする。
- (1) 貴重品、機材、荷物等の保管・管理
 - (2) 催事等に係る参加者からの問い合わせ対応

(補則)

第12条 本要領に定める事項の他、交流ルームの利用に関して必要な事項は、館長の定めるところによる。

附 則

この要領による取扱いは、令和8年9月1日から適用する。

【改正履歴】

令和元年6月13日一部改正（館長決裁）

令和2年12月14日一部改正（館長決裁）

令和3年12月21日一部改正（館長決裁）

令和6年2月27日全部改正（館長決裁）

令和8年8月13日全部改正（館長決裁）